災害時及び突発事故発生時の応急対策業務に関する協定書

農林水産省近畿農政局長（以下「甲」という。）と一般社団法人土地改良建設協会会長（以下「乙」という。）とは、農業農村整備等直轄事業完了地区における災害時及び突発事故発生時（以下「災害時等」という。）の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、津波及び台風等の異常な自然現象又は突発事故による農業農村整備等直轄事業完了地区における甚大な災害時等の緊急的な応急対策業務に関する実施体制を定め、災害時等における地域住民等の安全確保、二次被害の防止及び災害又は突発事故被害を受けた施設（以下「被災施設」という。）の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第２条　業務の実施範囲は、別紙に示す主要な土地改良施設とする。

　ただし、上記以外の施設において、甲から緊急的な建設資機材等の確保、提供、その他作業協力の要請があった場合には乙は適切に対応するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲は、甚大な災害又は突発事故が発生し必要と認める時は書面等により、乙に対し乙に所属する会員（以下「乙の会員」という。）の出動を要請することができるものとする。

２　乙は、乙の会員に対し甲から出動要請があった旨の連絡を行うものとする。

３　乙から出動要請の連絡を受けた乙の会員は、必要となる技術者等を確保した上で次の業務を速やかに行うものとする。

（１）　被災施設の被害状況の把握

（２）　被災施設の技術的な点検

（３）　安全確保、二次被害防止措置等の応急措置が必要な場合の対策の実施

（４）　その他緊急的に対応を要する事項（甲からの要請があった場合）

４　乙の会員は、前項の業務について逐次調査結果等を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制等）

第４条　乙は、第３条第１項及び第２項の業務を速やかに実施できるようあらかじめ連絡体制及び実施体制を毎年度定め、甲に報告するものとする。

２　前項の報告は、この協定の締結後速やかに行うものとする。なお、第７条ただし書きの規定により本協定が延長された場合にあっては、その年の４月末日までに行うものとする。

３　乙は、前項で報告した内容について重要な変更があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

４　甲及び乙の会員は、第３条第３項の業務を実施するに際し、複数の連絡担当者と

連絡順位を定め、相互に情報共有を図るものとする。

（契約の締結）
第５条　甲は、第３条第１項に基づき出動を要請したときは、甲又は甲の所掌する事務所等の長と乙の会員で業務の内容に応じた契約を結ぶものとする。なお、契約の対象とする範囲は、甲又は甲の所掌する事務所等の長及び乙の会員との協議により決定するものとする。

（事故等への対応）
第６条　乙の会員は、業務の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害が生じた場合等には、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。
２　前項の措置については、甲と乙の会員が協議して定めるものとする。

（協定期間）
第７条　この協定の有効期間は、締結の日から令和７年３月３１日までの期間とする。
　ただし、期間満了の１箇月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって１年間の協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の処理）
第８条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

附則　平成25年5月13日をもって締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」は廃止する。

令和７年　３月　６日

甲　農林水産省　近畿農政局長　　　相本　浩志

乙　一般社団法人　土地改良建設協会
会　　長　　　押味　至一

（別紙）

【業務の対象施設】

施設名	維持管理者	備考
1. 野洲川ダム （滋賀県）	甲賀市、湖南市、守山市、栗東市、野洲市 TEL：0748-65-0650（甲賀市）	
2. 蔵王ダム （滋賀県）	東近江市、日野町、竜王町 （日野川用水施設管理協議会） TEL：0748-57-2121（協議会事務局）	
3. 上津ダム （奈良県）	山添村、奈良市、天理市、宇陀市 TEL：0743-85-0041（山添村）	
4. 一の木ダム （奈良県）	五條市、下市町 （五條吉野基幹水利施設管理協議会） TEL：0747-23-5612（協議会事務局）	
5. 島ノ瀬ダム （和歌山県）	南紀用水土地改良区 TEL：0739-74-3325	